

学生旅客運賃割引証(学割証など)の発行

旅客運賃の割引制度は、修学上の経済的な負担を軽減し、学校教育の振興に寄与するために設けられている制度です。休学中は利用できません。

① 発行条件

本学では、全科履修生が自宅から学習センターまたは大学本部に通学する場合などに使用できます。発行区間は目的地への最短経路です。さらに回数券は往復が同一経路の場合に限ります。

JR

【乗車券の種類】

- ・一般普通回数乗車券(11枚綴り、片道区間が200km以内の場合)
- ・学生割引普通乗車券(片道区間が100kmを超える場合)

※上記の乗車券は、通常料金の2割引となります。

【利用が認められる範囲】

- ①面接授業の受講および単位認定試験の受験をする場合
- ②ビデオの再視聴および図書室の利用をする場合(所属の学習センターに限る)
- ③オリエンテーションおよび学習相談への出席
- ④大学が主催する学校行事への参加(一般参加者を対象とした公開講座は除く)
- ⑤教養学部卒業研究の調査のために指導教員の指示により旅行する場合(場所等について具体的な指示がある場合に限る)

※個人的用務など上記以外の目的の場合は、利用が認められませんのでご注意ください。

私鉄など

乗車券の種類は、一般普通回数乗車券、学生割引普通乗車券(片道区間が100kmを超える場合)、プリペイドカードなどが購入できますが、乗車券の種類・割引率および購入方法などが会社などによって異なりますので、所属の学習センターへお問い合わせください。

① 発行方法

学割証などは、所属学習センターにおいて発行します。学割証の申請方法は、次のとおりです。

ア 学習センター窓口での申請

学習センター事務室に備えてある所定の発行願に必要事項を記入のうえ、申し込んでください。

イ 郵送での申請

郵送で学割証の発行を希望する場合は、所定の発行願(システム WAKABA「キャンパスライフ→各種届出・申請様式」からダウンロード可能)および返信用封筒(切手添付、送付先住所・氏名記入のもの)などを同封のうえ、使用予定日の10日前(閉所日を除く)までに所属学習センターへ到着するようご送付ください。なお、発行願などが10日前までに到着しなかった場合、使用予定日までに学割証が届かないことがありますので、ご注意ください。

郵送の日数や不備などがある場合、確認に要する期間が生じることから、早急に学割証が必要な場合は、学習センターにてご申請ください。

なお、学習センターによっては、郵送申請を受け付けていない場合があります。対応状況については事前に所属学習センターへご確認ください。

③ その他

- ・ 卒業研究の調査のために学割証の申請をする場合は、指導教員が指示したことを確認できるもの(メールの写しなど)が別途必要となります。
- ・ 交付を受けたら、学割証などの注意事項をよく読み、学生証を添えて利用運輸機関ごとに指定される駅などでご購入ください。
- ・ JR の学生割引普通乗車券を購入できる期間は面接授業または試験期間などの初日の10日前から終了日の5日後までの期間です。JR の一般普通回数乗車券や私鉄などの学割証の有効期間は発行日より1か月です。

※詳細については、所属学習センターにお問い合わせください。